収入月額　＝（世帯の所得金額(A) ― 扶養親族控除額(B) ― 特別控除額(C)）÷12ヶ月

《収入基準早見表》　全て以下のみ対象

世帯の区分	家族数	２　人	３　人	４　人	単　身　者
一般階層	所得金額 （収入）	2,276,000 (3,511,999)	2,656,000 (3,995,999)	3,036,000 (4,471,999)	1,896,000 (2,967,999)
裁量階層	所得金額 （収入）	2,948,000 (4,363,999)	3,328,000 (4,835,999)	3,708,000 (5,311,999)	2,568,000 (3,887,999)

収入のある方が2人以上いる場合は、**合算すること**

裁量階層基準（いづれか）　S31.4.1以前生まれ、同居者もS31.4.1以前生又は18歳未満
1級から4級までの障害者の方がいる世帯。療育手帳A,B
小学校就学前の子供のいる世帯。

控除の種類	控除金額	控　除　を　受　け　ら　れ　る　人
扶養親族	1人につき 38万円	申込者本人を除く、同居しようとする親族の方、所得税法上の遠隔地扶養の対象となっている方 （収入の有無に関わらず控除されます）
老人扶養	1人につき 10万円	申込の時、所得税法上の扶養親族又は控除対象配偶者で70歳以上の方（年間所得金額38万円以下）
特定扶養	1人につき 25万円	申込の時、所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方（年間所得金額38万円以下）
障害者	1人につき 27万円	申込者や扶養親族で、身体障害者手帳（3～6級）、精神障害者保健福祉手帳（2級か3級）又は療育手帳（B級）を持っている方
特別障害者	1人につき 40万円	身体障害者手帳（1～2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）又は療養手帳（A級）を持っている方
寡婦	1人につき 27万円 まで	申込者本人又は同居親族で、夫と死別もしくは離婚をし、その後再婚していない女性で ア．扶養親族又はその他生計を同じにする子（年間所得金額38万円以下）がいる イ．年間所得金額が500万円以下 夫と死別した後再婚していない方で、所得金額が500万円以下の方は、**扶養親族の有無は要件となっていません。**
寡夫	1人につき 27万円 まで	申込者本人又は同居親族で、妻と死別もしくは離婚をし、その後再婚していない男性で ア．生計を同じにする子（年間所得金額38万円以下）がいる イ．年間所得金額が500万円以下

〔給与所得控除額の算出方法〕

収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%（65万に満たない場合は65万円）
181～360万円	（収入金額×30%）＋　18万円
361～660万円下	（収入金額×20%）＋　54万円

〔公的年金等控除額の算出方法〕

年齢	収入金額の合計額	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	120万円
	330万円超410万円以下	（収入金額）×25%＋37.5万円
65歳未満	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	（収入金額）×25%＋37.5万円

〔家賃算定基礎額〕

収入分位	政令月収		家賃算定基礎額	
	下限値	上限値		
0～ 10.0%	0	104,000	34,400	
10～ 15.0%	104,001	123,000	39,700	
15～ 20.0%	123,001	139,000	45,400	
20～ 25.0%	139,001	158,000	51,200	一般階層申込基準
25～ 32.5%	158,001	186,000	58,500	
32.5～ 40.0%	186,001	214,000	67,500	裁量階層申込基準
40～ 50.0%	214,001	259,000	79,000	
50～	259,001		91,100	

（参考）高額所得者収入基準　313,000
収入超過者算定基準…　3年以上入居
高額所得者算定基準…　5年以上入居、2年引き続き基準オーバー算定に限り、同居者所得控除有り

特公賃入居基準

年齢が満18歳以上40歳以下で単身者の方

（住宅使用料）

所得金額 25.9万	以下	以上	備　考
H5棟	30,000	37,000	収入換算、月額380,333円以下
H13棟	32,000	39,000	
	減額有り	減額なし	